

企業に対する刑事制裁としての被害弁償命令

——アメリカ合衆国の動向を参考にして——

川崎友巳

目次

- 一 はじめに
- 二 アメリカ合衆国における企業に対する被害弁償命令の概要
- 三 アメリカ合衆国における企業に対する被害弁償命令の運用状況
- 四 むすびに代えて
——企業に対する被害弁償命令のわが国への導入の検討——

一はじめに

企業犯罪が発覚したとき、経営者などの個人にだけでなく、企業自身にも刑事责任を問うべき場合が少なからずあります。したがって、企業に刑事责任を課すための根拠をどのように説明し、その要件を何に求めるのかという問題

に検討を加えることは、今日のわが国の刑事法学にとって、きわめて重要な課題であるといえよう。しかし、そうした課題に取り組もうとする際、常につきまとう疑問がある。すなわち、たとえ企業に刑事责任を課すための根拠や要件が検討されたとしても、はたして罰金刑を中心とした現行の刑事制裁によって、企業犯罪への適正な対応を期待できるのかという点である。この疑問は当を得ている。現行の罰金刑のみを前提とした場合、資産規模も大小さまざまな企業が起こす、多様な企業犯罪に効果的に対処することができるとは思えない。この点は、一九九〇年代に相次いで実施された独占禁止法、証券取引法、不正競争防止法の改正や金融再生法の制定などにあたって、両罰規定における法人への罰金額が一億円ないし五億円に設定された後も、本質的には変わらない。というのも、世界を股に掛けて活動する大企業にとって、そうした罰金額が、いかほどの感銘力を有するのか、はなはだ疑問であるし、かといって、これ以上、罰金額を引き上げた場合、その影響は、消費者、株主、従業者など、企業犯罪に直接関わりのない者に及ぶ「スピルオーバー（spillover）」の危険性が存在するからである。また、犯罪を行った企業の倒産はやむを得ないという姿勢で臨まない限り、零細企業に対する罰金額は、法定刑の多額を大幅に下回る結果になるという「抑止の罠（deterrence trap）」の問題もあり、ノルマでも罰金刑の多額を引き上げた意義は薄れてしまう。⁽¹⁾ したがって、今後、企業の刑事责任を適正に問うたためには、日数罰金制度や分納制度などによる罰金刑の改善だけでなく、刑事制裁の多様化が望まれよう。⁽²⁾ 他方、近時、従来の刑事司法は、被害者への配慮が欠如していたという認識が高まっており、ノルマ⁽³⁾した認識をふまえた新しい刑事制裁の導入も検討の必要がある。

本稿は、以上のような問題意識を前提に、アメリカ合衆国で運用されている被害弁償命令（restitution order）を企業に対する刑事制裁としての被害弁償命令

わが国においても企業に対する刑事制裁の一手段として導入する」とはできないかという点について検討する。アメリカ合衆国では、企業に対する刑事制裁の一つとして、被告企業に被害者への損害賠償などを命じる制度が活用されており、一定の評価を得ているのである。こうした制度をわが国に導入することができれば、企業に対する刑事制裁の多様化につながるとともに、被害者への配慮を促進することは間違いない。そこで、以下では、アメリカ合衆国の連邦レヴェルにおける被害弁償命令の概要をまとめ、近時の運用状況について整理したい。そして、こうしたアメリカ合衆国の動向をふまえて、企業に対する被害弁償命令のわが国への導入について、若干の検討を加えたい。

二 アメリカ合衆国における企業に対する被害弁償命令の概要

一 被害弁償命令の発展経緯

「」でいう「被害弁償命令」とは、刑事訴訟において企業に対して犯罪被害者への金銭の支払いまたは盗品等の返還を命じる制度を指す。⁽¹⁾ した制度の目的は、犯罪によつてもたらされた損害に対して、被害者を損害をこうむる以前の状態に回復させる⁽²⁾にあると説かれる。⁽³⁾ アメリカ合衆国⁽⁴⁾の連邦レヴェルでは、一九八二年被害者および証人の保護に関する法律（Victim and Witness Protection Act of 1982）によつて被害弁償が刑事制裁として制度化された。⁽⁵⁾ それまでも、プロベイシヨンの遵守事項として被害弁償を命じる例は見られたが、同法によつて、主刑としての位置づけが明確化されたのである。

「」のように刑事司法において被害弁償命令が用いられるメリットとして、アメリカ合衆国では、①ダイバージョン、⁽⁶⁾

②被害者の損害回復⁽⁷⁾、③犯罪者の改善更生⁽⁸⁾、④被害者と加害者の和解⁽⁹⁾、⑤応報⁽¹⁰⁾などを促進する点があげられてきた。⁽¹¹⁾
なかでも一九八〇年代を迎える頃からアメリカ合衆国で被害弁償命令が注目を集めようになつた要因としては、次の二点を指摘することができる。⁽¹²⁾第一に、「被害者の権利運動」の活発化により、刑事司法において被害者への救済を図る制度の導入の必要性が強く意識されるようになつた。第二に、犯罪増加に歯止めがかからず、コストが嵩むなど行刑モデルとしてのメディカル・モデルの限界が明らかになるにつれ、従来の刑事司法システムに対する失望感が高まり、加害者と被害者の当事者間での犯罪処理を志向する動きが強まつた。

こうした被害弁償命令が、主として自然人を対象に制度化されてきたことはいうまでもない。しかし、量的には限られるものの、古くから被害弁償命令が企業を被告人としたケースにおいて採用されてきたことも事実なのである。⁽¹³⁾ただし、企業が被告人であるケースにおいて被害弁償命令が採用された場合でも、命令の具体的な名宛人が個々の経営者であるケース⁽¹⁴⁾や企業そのものが名宛人であることが必ずしも明らかでないケース⁽¹⁵⁾が大部分を占めていた。そうした運用が現実に広く実施されていた背景には、量刑手続に至る前に、ほとんどの被告企業が、司法取引の一貫として被害弁償の実施に同意してきたため、その詳細について訴訟の場で争われる機会がほとんどなかつたという事情が存在すると指摘されている。⁽¹⁶⁾

他方では、こうした従来の判例の流れとは一線を画して、被告企業に対する被害弁償の意義について明確な判断を下した判決も存在する。たとえば、一九八八年のアメリカン・ディヴィアーシファイド社⁽¹⁷⁾案件である。本件では、公共事業の請負業者であるアメリカン・ディヴィアーシファイド社とその従業者が、モーターファインの製造と販売にあ

たって、詐欺の共同謀議を行つたとして起訴された。アラバマ州北部連邦地方裁判所は、起訴事実の一部につき有罪の答弁を行つた被告企業に対し量刑を行うにあたつて、被害弁償を積極的に活用していくべきとする連邦政府の方針をふまえ、七五万ドルの罰金刑と併せて、被害者および証人の保護に関する法律に基づき被害弁償一五万ドルの支払いを命じた。⁽¹⁸⁾後述する組織体に対する連邦量刑ガイドラインの導入後は、こうした企業そのものを対象とした被害弁償命令が定着している。

有罪を言い渡された企業に対し、民事訴訟ではなく、刑事訴訟において被害弁償を命じる意義としては、次のような点が強調されている。第一に、市場競争における公平性の回復を図ることができる。ここでは、民事に加え刑事訴訟においても被害弁償を命じることによって、はじめて企業犯罪による不正な収益を企業からとり上げることが可能となり、企業の市場における不当な優位性を奪い、実質的な市場原理の保持が確実になると指摘される。⁽¹⁹⁾第二に、訴訟の効率化を図ることができる。刑事手続における刑事制裁と損害賠償の一括処理によって、同じ事件について、民事訴訟も行わなければならない場合より、人的にも、時間的にも訴訟による負担を軽減することができる。⁽²⁰⁾とりわけ、現行の組織体に対する連邦量刑ガイドラインのもとでは、企業に対する罰金額の算定において、犯罪による損害額が算定資料に用いられるので、弁償額を別個に算出する手間を省くことができる。第三に、従来と比較してより容易に損害回復を実現することができる。被害者個人よりも公的な捜査機関や訴追機関の方が企業の違法行為を立証するためには必要な権限や能力を有していることはいうまでもない。したがつて、こうした捜査機関や訴追機関の権限を活用して収集された証拠とともに立証が行われれば、被害者保護をより適正に達成することができる。⁽²¹⁾第四に、被害弁償

に抑止、応報、改善更生といった効果が期待される。企業が犯罪によって惹起した大規模な経済的損害の賠償は、企業にとって厳しい要求であるという点で、威嚇力が期待でき、自らが発生させた損害と同額の賠償が求められる点で、適正な応報 (just deserts) をもたらし、賠償が被害者への直接的な謝罪効果をもつ点で、犯罪者の再社会化に寄与する⁽²²⁾。

二 組織体に対する連邦量刑ガイドラインにおける被害弁償命令

一九九一年に制定された組織体に対する連邦量刑ガイドラインは、従来の制度を踏襲し、企業などの組織体に対する被害弁償命令として二種類の方法を規定している。⁽²³⁾ 第一に、量刑ガイドラインは、合衆国法律集 (United States Code) 第一八編二二四八条、一二一五九条、一二一七条、三六六二条および二二六六四条が認めた犯罪に対して、主刑としての被害弁償を命じることができる。⁽²⁴⁾ 第二に、第一八編三六六二条(a)項(1)号に基づいて主刑としての被害弁償命令が認められている以外の犯罪に対しては、プロベイションの遵守事項として被害弁償を命じることができる。⁽²⁵⁾

被害弁償の方法として、裁判所は、一括払い、分割払い、物品による弁償または分割払いと物品による弁償の両方のいずれかを命じることができる。⁽²⁶⁾ 連邦量刑ガイドラインは、一九九一年の施行当初、消費者や株主など犯罪と直接関係のない第三者への影響を防ぐため、企業の支払い能力によって被害弁償額を制限する規定をおいていた。⁽²⁷⁾ しかし、一九九七年のガイドラインの改正によって、第三者への影響は、分割払いや履行状況の報告を遵守事項とするプロベイションの採用など執行方法の工夫によって回避することにし、被害弁償額は、被害者がこうむった損害の全額とす

ることが明記された。⁽²⁸⁾これによつて、被害弁償命令の目的が主として被害者の損害回復にあることが明確にされたといえよう。また、罰金刑と被害弁償の併科が企業資産の健全化を損なうおそれがあるときは、弁償を優先し、罰金額が引き下げる⁽²⁹⁾。

プロベイションの遵守事項として被害弁償を課す場合には、連邦量刑ガイドラインにおいて認められているプロベイションの長期を超過することが許される。⁽³⁰⁾組織体がすでに被害弁償を完了していたときには、被害弁償命令を適用しないことが認められている。また、同条A(c)(1)(A)(ii)が定める財産犯について、第一八編三六六三条に基づき主刑として被害弁償を命じるケースおよびプロベイションの遵守事項として被害弁償を命じるケースにおいて、被害者数が多すぎて被害弁償の実施が実際的でないと裁判所が判断したとき、または被害弁償命令に求められる量刑手続きの複雑化や長期化が、刑事手続を通じて被害者への被害弁償を提供する必要性よりも大きいと裁判所が判断したときにも、被害弁償命令を適用しないことが認められている。⁽³¹⁾被害弁償の執行は、罰金刑または民事上の判決と同様の方法で行われる。⁽³²⁾

三 アメリカ合衆国における企業に対する被害弁償命令の運用状況

一 量刑ガイドラインの運用に関する統計データ

組織体に対する連邦量刑ガイドラインは、二〇〇一年一一月に施行一〇年を迎えた。従来、企業に対する刑事制裁についての検討は、罰金刑について、応報、一般予防、特別予防といった刑事制裁の機能との関連で論じられること

が多く、実際のデータに基づいた議論は手薄であった。したがって、今回導入された組織体に対する連邦量刑ガイドラインが、どのように運用されているのか、その実態を分析することは有益であると思われる。そこで、以下では毎年連邦量刑委員会が発行している『年次報告書（Annual Report）』の統計データを参考に、組織体に対する連邦量刑ガイドラインにおける「企業に対する被害弁償命令」の運用状況を整理し、その実態の分析を試みたい。ただし、『年次報告書』には、プロベイションの遵守事項として命じられた被害弁償については、適用件数が記録されていない。また、連邦量刑委員会は、組織体に対する量刑ガイドラインの導入に際して、その適用を施行後に起訴された企業から開始する方針をとったことから、すべての事案について量刑ガイドラインの適用が可能な状態となつたのは一九九四会計年度（一九九三年一〇月一日から一九九四年九月三〇日）からであった。したがって、ここでは、主刑として用いられた被害弁償命令のうち、一九九四会計年度から一〇〇〇会計年度（一九九九年一〇月一日から一〇〇〇年九月三〇日）までの七年間分の統計データを分析対象とする。⁽³³⁾

二 各会計年度の適用件数と弁償額

主要犯罪カテゴリーに含まれる犯罪について、罰金刑に加え被害弁償が命じられた事案は、一九九四会計年度が三二件（三七・二%）、一九九五会計年度が三五件（三一・四%）、一九九六会計年度が四六件（二九・七%）、一九九七会計年度が七〇件（三一・五%）、一九九八会計年度が七二件（三三・八%）、一九九九会計年度が八三件（三三・五%）、一〇〇〇会計年度が九八件（三三・二%）であった（図I参照）。このように、適用件数は増加傾向にあるが、

適用率は三〇%台前半で推移しており、全体としては安定した適用状況をみて取れる。

図 I 被害弁償の適用率

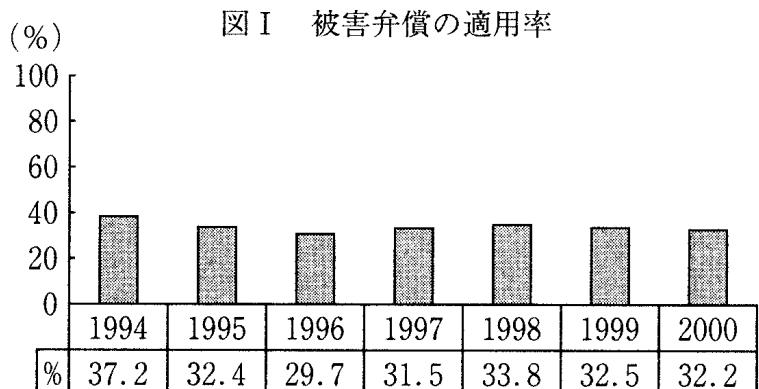
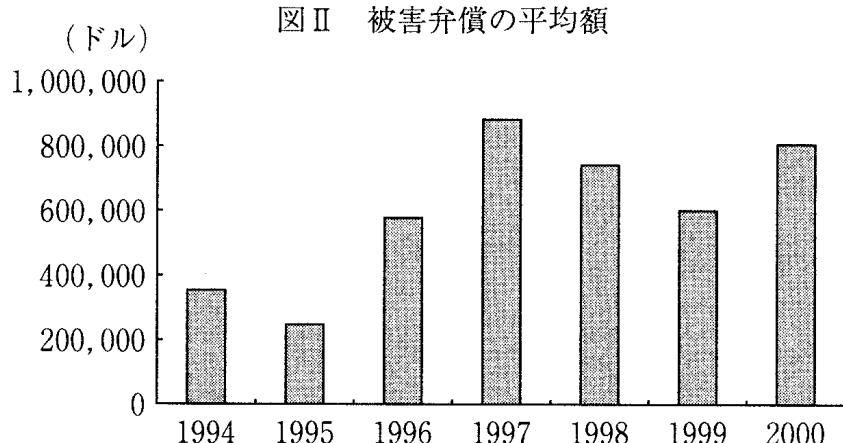


図 II 被害弁償の平均額



また、各会計年度ごとに命じられた被害弁償の最高額を整理すると、以下のようになる。一九九六会計年度が、詐欺罪とマネーロンダリングの両罪に対する七四八万六四五八ドル。一九九七会計年度が、詐欺罪に関する事案で命じられた一〇六二万五〇〇〇ドル。一九九八会計年度が、賄賂罪に関する事案で命じられた一二三〇万六〇〇〇ドル。

なお、一九九五年までと一九九九会計年度以降について、『年次報告書』から必要なデータを抽出できなかつた。

主要犯罪カテゴリーに含まれる犯罪について命じられた被害弁償額の平均は次の通りである（図II参照）。一九九四年会計年度が三五万三三九九ドル（中央値五万九五〇〇ドル）。一九九五会計年度が二三三万二一九八八八ドル（中央値二万七九一二ドル）。一九九六会計年度が五六万六八三九ドル（中央値五万八一五一ドル）。一九九七会計年度が八七万三四一六ドル（中央値一〇万ドル）。一九九九

会計年度が六〇万一四三四ドル（中央値一〇万ドル）。二〇〇〇会計年度が七七万五八四五ドル（中央値一二万七二六四ドル）。前述した量刑ガイドラインの改正が実施された一九九七年以後、弁償額が高くなつており、改正の効果があがつたものと評価できよう。

三 犯罪の種類別にみた被害弁償命令の適用率

例年、被害弁償の採用される割合が高い犯罪は詐欺、環境法違反、マネーロンダリングなどである。この点について具体的に整理していくと、一九九四会計年度には、詐欺についての量刑三五件中一七件（四八・六%）で被害弁償が命じられ、その平均額は五四万九五六七ドル（中央値七万三三〇七ドル）であった。環境法違反では、廃棄物処理法違反について、一四件中五件（三五・七%）で被害弁償が採用され、その平均額は二四万四四二四ドル（中央値九万〇九六三ドル）であった。マネーロンダリングについては、五件中一件（二〇・〇%）で被害弁償が採用され、その額は三四万ドルであった。

一九九五会計年度には、詐欺罪についての量刑四二件中一九件（四五・一%）に被害弁償が採用され、平均で一九万一二四五ドル（中央値一万一三五六ドル）が命じられた。環境法違反のうち、廃棄物処理法違反二〇件中五件（二五・〇%）で被害弁償が採用され、平均額は一三万一三七八ドル（中央値三万ドル）であった。マネーロンダリングについては、六件中二件（三三・三%）で採用され、平均額は六九万七二〇九ドルであった。

一九九六会計年度には、詐欺罪についての量刑五五件中二二件（四〇・〇%）に採用され、平均で四九万三五六五

ドル（中央値七万四二三四ドル）が命じられた。環境法違反については、二五件中六件（二四・〇%）で被害弁償が採用され、このうち被害弁償が採用された廃棄物処理法違反四件（二二件中）の平均額が七万六二八〇ドル（中央値七万五〇〇〇ドル）、野生動物保護法違反二件（二件中）の平均額が一四七三ドル（中央値一四七三ドル）であった。マネーロンダリングについては、一七件中五件（一九・四%）で採用され、平均額は二一五万九九五三ドル（中央値七一万〇一一九ドル）であった。

一九九七会計年度には、詐欺罪についての量刑九一件中三五件（三八・五%）に被害弁償が採用され、平均で一一七万七八七八ドル（中央値一五万二一〇〇〇ドル）が命じられた。環境法違反については、四九件中一六件（三二・七%）で被害弁償が採用され、このうち被害弁償が採用された廃棄物処理法違反一四件（四五件中）の平均額が五〇万八五三八ドル（中央値二万〇六〇〇ドル）、野生動物保護法違反二件（四件中）の平均額が二万二五〇〇ドル（中央値二万二五〇〇ドル）であった。マネーロンダリングについては、九件中二件（三一・二%）で採用され、平均額は五二三万一〇三六ドル（中央値五二三万一〇三六ドル）であった。

一九九八会計年度には、詐欺罪についての量刑六九件中三三件（四七・八%）に採用され、平均で六三万一二三一ドル（中央値九万四九一九ドル）が命じられた。環境法違反については、五四件中一五件（二七・八%）で被害弁償が採用され、このうち被害弁償が採用された廃棄物処理法違反一三件（四五件中）の平均額が一〇万一六五〇ドル（中央値三万二一〇〇〇ドル）、野生動物保護法違反二件（九件中）の平均額が一万六二三六ドル（中央値一万六二三六ドル）であった。マネーロンダリングについては、一六件中四件（二五・〇%）で採用され、平均額は四七万六二六

六ドル（中央値二二万一〇四一ドル）であった。このほか、一九九八会計年度では、賄賂について、六一六万九一〇六ドルという高額の弁償命令が命じられたことは既述の通りである。さらに、租税法違反についても、二四件中五件（二一〇・八%）で被害弁償が採用され、平均額で二九五万八六〇六ドル（中央値三〇九万九六九五ドル）が命じられた。

一九九九会計年度には、詐欺罪についての量刑八六件中四〇件（四六・五%）に被害弁償が採用され、平均で九三万二七四〇ドル（中央値一一万一五七九ドル）が命じられた。環境法違反については、六〇件中一九件（三一・七%）で被害弁償が採用され、有毒物による環境汚染一二件（三七件中）の平均額が一〇万八〇九九ドル（中央値三万五〇〇〇ドル）、そのほかの公害八件（二三件中）の平均額が五四万九七六ドル（中央値六万七五〇〇ドル）であつた。マネーロンダリングについては、一三件中四件（三〇・八%）で採用され、平均額は六万一〇六一ドル（中央値四万五六三ドル）であつた。

二〇〇〇会計年度には、詐欺罪についての量刑一〇五件中五五件（五一・四%）に被害弁償が採用され、平均で四六万〇〇五七ドル（中央値一〇万ドル）が命じられた。環境法違反については、七四件中二二件（二九・七%）で被害弁償が採用され、このうち有毒物による環境汚染五件（一六件中）の平均額が一八三万七二七二一ドル（中央値一万〇六五六ドル）、水質汚染一三件（三九件中）の平均額が三七万二三三一〇ドル（中央値七万四九九二一ドル）、大気汚染四件（一五件中）の平均額が一万四〇五〇ドル（中央値一万三三二六七ドル）であつた。マネーロンダリングについては、一件中三件（二七・二%）で採用され、平均額は三九〇万九五二四ドル（中央値三一万八三三六ドル）であつ

た。

以上のような罪種別にみた被害弁償命令の適用率の動向からは、次の三点を指摘することができる。第一に、詐欺やマネーロンダリングなど、特定の罪種に対し、被害弁償が積極的に適用されている。これは、被害者の特定や損害額の算定が比較的容易であることに起因しているものと思われる。第二に、環境法違反については、必ずしも損害額の算定は容易でないと考えられるが、被告企業の所在地周辺で被害を発生させるケースが多いため、企業活動の継続のために、被害者である周辺住民や地域社会との和解がきわめて重要な点が影響しているものと思われる。第三に、一九九七年の連邦量刑ガイドラインの改正以後、詐欺に対して命じられた被害弁償額の上昇が顕著であり、被告企業の「痛み」は増加していることが窺われる。こうした点をふまえれば、少なくとも一定の罪種の犯罪については、刑事制裁の中で、被害弁償命令が中心的な役割を果たしていると評価して差し支えないものと思われる。

四 むすびに代えて——企業に対する被害弁償命令のわが国への導入の検討——

被害弁償（損害賠償）を刑事制裁として命じるというアイデア自体は、それほど目新しいものではない。わが国においても、犯罪によって生じた社会の動搖を沈静化させ、犯罪者の改善更生を図るという目的から、同様の制度を導入すべきとの見解が、古くから主張されてきた。⁽³⁵⁾また、近時、刑事司法において被害者への配慮を充実する必要性が強く認識されるようになるにつれ、そうした配慮の一貫として被害弁償の導入について言及される機会も増えている。こうした流れをふまえれば、わが国において被害弁償命令の導入が図られる日も遠くないかもしない。しかし、そ

れば、自然人を対象とした制度としての話であつて、こと企業に関しては、わが国にそうした制度を導入することの是非が論じられたことは、これまでほとんどなかつた。はたして、企業に対する刑事制裁の一つとして、被害弁償命令は検討に値するのであろうか。本稿においてこれまで考察してきたアメリカ合衆国の被害弁償命令の動向をふまえ、最後に、同様の制度のわが国への導入の可能性について、若干の考察を加えたい。

前述したように、アメリカ合衆国では、企業に対する刑事制裁として被害弁償命令に大きな期待がかけられている。その根拠としては、①不当利得の剥奪、②訴訟の効率化、③被害者の保護、④犯罪の抑止、⑤犯罪者の改善更生などが指摘されてきた。また、実際の運用状況を見ても、基本的には、安定していると評価できよう。とりわけ、一九九七年に被害全額の弁償を認めるように連邦量刑ガイドラインの改正が実施されると、その平均額は、ほぼ倍増しており、存在意義は、一気に高まったといえよう。こうした根拠や運用状況を、アメリカ合衆国とは犯罪情勢や刑事司法制度が異なるわが国にそのまま当てはめることは妥当でない。しかし、企業に拘禁刑を科すことができない以上、刑事制裁の有効性の確保にとって、財産刑の多様化が不可欠であることはわが国においても変わりはない。とりわけ、企業犯罪の中でも多数を占める経済犯罪や財産犯罪では、損害額の算定が比較的容易なケースもあり得よう。こうしたケースについて、被告企業にとつては、罰金刑と同様に経済的な負担を受けながら、被害者の損害回復が図られることは、被害者や社会の応報感情の沈静化にとって有益と思われる。

また、被害弁償命令の導入を検討する際、しばしば「富める者は金銭で償い、富まさる者は自由で償う」ことになるという点が、本質的な問題点としてクローズアップされる。⁽³⁷⁾しかし、企業については、拘禁刑を科すことができな

いため、こうした問題は生じない。だからこそ、財産刑の質的量的充実が必要であり、被害弁償命令の導入を検討する必要性が高いように思われる。

もちろん、こうした発想は、民刑が明確に分離し、被害者への賠償は民事の領域の問題とされてきた従来のわが国の司法制度の下では容易に受け入れられるものではなく、刑事司法における被害者への配慮を充実していこうという近年の傾向をふまえて、はじめて考慮の対象となり得るものといえよう。その意味では、被害者に対する配慮が、どこまで必要なのかという点も、被害弁償の導入の是非に大きな影響を与えるのである。この点について付言すれば、企業犯罪の特徴の一つは、被害の重大性に求められる。⁽³⁸⁾したがって、こうした被害の回復こそが、企業犯罪による社会の動搖を沈静化させるために、有効な手段の一つであることは明らかである。また、こうした被害の回復を民事訴訟で図るには、加害者である企業と被害者であるわれわれの経済的なハンディが大きすぎることは周知の事実である。こうしたケースにおいて、不法行為の立証が検察官によって担わるとすれば、そのことによる被害者側の負担の軽減は計り知れない。こうした点をふまえれば、刑事制裁において、被告企業に被害弁償を命じ、被害者の損害回復を図る意義は、自然人による犯罪の場合に比べてはるかに大きい。損害額と責任主義の関係をどのように調整し、罰金刑と被害弁償命令の関係をどう位置づけ、効率的に損害額を算定する方法をいかに定めるかなど、導入にあたって検討すべき課題は少なくない。それにもかかわらず、自然人に対する刑事制裁に先駆けて、企業に対して被害弁償を導入することはできないかという点は、十分検討に値する課題であると思われる。

(1) 企業に対する刑事制裁としての罰金刑の限界を指摘するものとして、原田明夫「法人の刑事責任（その四）」判例タイム

ズ五四一号（一九八五）四四頁以下、大谷實「企業犯罪と法人処罰」『刑法解釈論集Ⅱ』（成文堂、一九九〇）一七頁以下、丸秀康「企業犯罪に対する刑事制裁としての社会奉仕命令」『犯罪社会学研究』七号（一九九一）一一〇頁以下、拙稿「企業の刑事责任」『刑法雑誌』四一卷一號（一九九〇年）一一一頁以下。

- (2) 企業への刑事制裁の多様化という観点から、社会奉仕命令について検討したものとして、丸秀康・前掲注(1)論文「五頁以下、企業に対するプロベインス（保護観察）の導入について検討したものとして、拙稿「企業に対するプロベインス」『産大法学』三四卷二号（一九九〇）五八頁以下。
- (3) 富澤浩一「我が国の刑事司法と被害者の地位」『産大法』三三一卷一・二号（一九九八）三三一〇頁以下、奥村正雄「犯罪被害者に対する経済的支援策」『現代刑事法』一〇号（一九九〇）五一頁以下、瀬川晃「被害者支援の歩み」同編『犯罪被害者支援の基礎』（一九九〇、東京法令出版）八四頁以下、高橋則夫「被害者支援の在り方」瀬川晃編『犯罪被害者支援の基礎』（一九九〇、東京法令出版）一一五四頁以下、同『刑法における損害回復の思想』（一九九七、成文堂）。
- (4) William W. Wilkins, Jr., *Sentencing Guidelines for Organizational Defendants*, 3 FED. SENT. REP. 118, 118 (1990).
- (5) 18 U.S.C. § 3663 and 3664 (2001).
- (6) HERBERT EDELBERTZ, RESTITUTIVE JUSTICE: A GENERAL SURVEY AND ANALYSIS 1-20 (1975); Burt Galaway, *The Uses of Restitution*, 23 CRIME & DELINQUENCY 57, 64 (1977).
- (7) CHARLES F. ABEL & FRANK H. MARSH, PUNISHMENT AND RESTITUTION: A RESTITUTIONARY APPROACH TO CRIME AND THE CRIMINAL 17-19 (1984).
- (8) Irving E. Cohen, *The Integration of Restitution in the Probation Services*, J. CRIM. L., CRIMINOLOGY & POLICE SCIENCE 315-21 (1944); Albert Eglash, *Creative Restitution: A Broader Meaning for an Old Term*, in *CONSIDERING THE VICTIM: READINGS IN RESTITUTION AND VICTIM COMPENSATION* 284, 284-90 (Joe Hudson & Burt Galaway eds., 1975). See also, Kelly v. Robinson, 479 U.S. 36, 41 (1986).
- (9) ANDREW KARMEN, CRIME VICTIMS 302 (3d ed., 1996).
- 企業に対する刑事制裁としての被害弁償命令

(10) Charles Tittle, *Restitution and Deterrence: An Evaluation of Compatibility*, in OFFENDER RESTITUTION IN THEORY AND ACTION, 33, 33-158 (Joe Hudson & Burt Galaway eds., 1978).

(11) 従来、相容れない概念である拘禁刑との関係で、被害弁償の意義を論じたのは、Alan T. Harland, *Mercenary Remedies for the Victims of Crime: Assessing the Role of the Criminal Courts*, 30 UCLA L. REV. 52, 75-77 (1982); KARMEN, *supra* note 9, at 302-03.

(12) 佐伯「刑罰としての損害賠償」『平野龍一先生古稀祝賀論文集・下巻』（有斐閣、一九九一）1111頁以下、小西由浩「被害弁償」藤本哲也編『アメリカ犯罪学事典』（勁草書房、一九九一）1164頁、藤本哲也・朴元奎「アメリカ合衆国における被害者の権利運動と被害者救済政策」被害者学研究四中（一九九四）四七頁。

(13) 聯邦最高裁判所が、プロセスへの遵守事項として被害弁償を命じたリー・ハンケ・ケーブル・Bradford v. United States, 228 U.S. 446, 451, 53-54 (1913). また、1911年連邦プロセス法では、被害弁償を遵守事項とする明確な規定がある（U. S. C. § 3651 (1982))。

(14) United States v. Paccione, 949 F. 2d 1183, 1209-10 (2d Cir. 1991, cert. denied, 112 S. Ct. 3029 (1992)); FTC v. Kimberly Int'l Gem Corp., No. 89-56307, 1991 U. S. App. LEXIS 6151, at *1 (9th Cir. April 5, 1991); *aff'd in part, rev'd in part*, No. 90-50696, 1991 U. S. App. LEXIS 28484 (9th Cir. Dec. 6, 1991; United States v. Ofchinick, 883 F. 2d 1172, 1174-76 (3d Cir. 1989), *cert. denied*, 493 U. S. 1034 (1990).

(15) United States v. Weichert, 836 F. 2d 769, 770 (2d Cir. 1988); United States v. Barnette, 800 F. 2D 1558, 1560 (11th Cir. 1986), *cert. denied*, 480 U. S. 935 (1987); United States v. Loesche, 688 F. Supp. 649, 650-51 (CT. Int'l Trade 1988).

(16) Lionel M. Lavenue, *The Corporation as a Criminal Defendant and Restitution as a Criminal Remedy: Application of the Victim and Witness Protection Act by Federal Sentencing Guidelines for Organizations*, 18 J CORP. L. 441, 505 (1993).

(17) United States v. American Diversified Defense, Inc., 702 F. Supp. 1551 (N. D. Ala. 1988).

(18) *Id.* at 1554-55.

- (19) Richard S. Gruner, *Beyond Fines: Innovative Corporate Sentences under Federal Sentencing Guidelines*, 71 WASH. U. L. Q. 261, 268 (1993).
- (20) *Id.* at 268-269
- (21) *Id.* at 269.
- (22) *Id.*; ABEL & MARSH, *supra* note 7, at 18-19.
- (23) 連邦量刑ガイドラインは、被罰弁償命令のほかに、被害者の損害回復を目的として犯罪によって惹起した被害の回復と犯罪があたふ一得る将来の被害の危険性の排除または軽減を企業に対して命じる救済命令 (U. S. SENTENCING COMMISSION, FEDERAL SENTENCING GUIDELINES MANUAL [hereinafter U. S. S. G] § 8B1.2. (2001))、②犯罪による生じた社会的な損害を修復するため、社会奉仕活動を企業に対して命じる社会奉仕命令 (U. S. S. G., *supra* note 23, § 8B1.3.)、③被害者の損害回復手続を促進するため、被害者への有罪判決の告知および説明を企業に対して命じる「被害者への告知 (notices to crime victims)」(U. S. S. G., *supra* note 23, § 8B1.3. and § 5F1.4.) および④制裁方法を採用する。これらの制裁方法は、ペログヘーベーの遵守事項として記述される。詳細については、拙稿「企業犯罪論の現状と展望 (II・現)」同志社法學四七巻五號 (一九九六) 三三一頁以下を参照。
- (24) U. S. S. G., *supra* note 23, § 8B1(a)(1).
- (25) *Id.* § 8B1.1(a)(2).
- (26) *Id.* § 8B1.1(d).
- (27) *Id.* § 8C3.3.
- (28) *Id.* § 8B1.1(a)(1) and (2). See Cynthia E. Carrasco & Michael K. Dupee, *Corporate Criminal Liability*, 36 AM. CRIM. L. REV. 445, 461 (1999).
- (29) U. S. S. G., *supra* note 23, § 811(c). また、ガイドラインは、財産刑の優先順位を①被罰弁償、②罰金、③その他の財産刑上の義務とするところ (*Id.* § 8D1.4(b)(4)).⁶
- 企業に対する刑事制裁としての被害弁償命令

(30) *Id.* § 8B1.1(a)(2).

(31) *Id.* § 8B1.1(d).

(32) 18 U.S.C. §§ 3661-3665 (2001). ただし、量刑ガイドラインはプロペインの遵守事項として被害弁償を義務づける権限を裁判所に与えたので、企業がこれに違反した場合、再量刑を含めてプロペイン違反に対する制裁を科される可能性がある (*U.S.S.G. supra* note 23, § 8D1.1(a)(1) and § 8D1.5.)。

(33) 本稿で用いたデータは UNITED STATES SENTENCING COMMISSION, 1994 ANNUAL REPORT, 121-33 (1995); UNITED STATES SENTENCING COMMISSION, 1995 ANNUAL REPORT, 122-30 (1996); UNITED STATES SENTENCING COMMISSION, 1996 ANNUAL REPORT, 37-39 (1997); UNITED STATES SENTENCING COMMISSION, 1997 ANNUAL REPORT, 39-43 (1998); UNITED STATES SENTENCING COMMISSION, 1998 ANNUAL REPORT, 41-44 (1999); UNITED STATES SENTENCING COMMISSION, 1999 ANNUAL REPORT, 45-46 (2000); UNITED STATES SENTENCING COMMISSION, 2000 ANNUAL REPORT, 45-47 (2001) による。

(34) 刑事制裁として損害賠償を導入する提案は、社会防衛・特別予防を重視する新派を中心にして展開されていた（森本益之「受刑者による犯罪被害の賠償」『小川太郎博士古稀祝賀・刑事政策の現代的課題』〔有斐閣、一九七七〕五八〇頁）。たゞえども、牧野英一「犯罪被害者に対する賠償の実際的方法」『法学協会雑誌』二一卷一号（一九〇四）九四頁以下、同「犯罪ノ被害者ニ対スル賠償問題」『法学志林』九卷一一号（一九〇七）頁以下、市川秀雄「刑事裁判の原理としての被害賠償」『刑法における市民法思想と社会法思想』（評論社、一九六三）三七五頁以下、正木亮「被害賠償の刑事政策的意義」『刑政を考える』（矯正協会、一九六九）九六頁以下、常盤敏太「犯罪の被害者に対する損害賠償問題」『ラートブルフと教育刑』（鳳舎、一九六八）一一三一一頁以下など参照。

(35) 大谷實『被害者の補償』（学陽書房、一九七七）一八七頁、同『刑事政策講義』（弘文堂、第四版、一九九六）一一一七頁以下、佐伯仁志・前掲注(12)論文八五頁以下、同「刑罰としての損害賠償」『産大法学』三四卷二号（11000）九八頁以下、内山安夫「犯罪者の社会内処遇」大塚仁編『新刑事政策入門』（青林書院、一九九五）一一九四頁。

(36) ただし、佐伯仁志・前掲注(12)論文一一五頁は、「法人处罚のための有効な刑罰を今のところ持たないわが国では、損害

賠償命令は考慮に値する刑罰であろう」と述べている。

- (37) 鈴木義男「被害者補償の諸問題」『植松博士還暦祝賀論集・刑法と科学・法律編』（有斐閣、一九七二）八八八頁、森本益之・前掲注(34)論文五八〇頁。
- (38) 拙稿・前掲注(23)論文三七一頁以下。